

**国富町物価高騰対応商品券
(元気アップくにとみ生活応援商品券)
取扱店舗 募集要領
令和8年2月2日**

国富町

1 国富町物価高騰対応商品券について

(1) 商品券の概要

- ① 商品券の名称 国富町物価高騰対応商品券（通称：元気アップくにとみ生活応援商品券）
- ② 発行者 国富町
- ③ 発行額 一人あたり 15,000 円
 - ア 地元応援券 10,000 円（国富町商工会会員のみで利用可能）
 - イ 共通券 5,000 円（国富町商工会会員+今回登録の商工会非会員）
- ④ 商品券の内容 1,000 円の商品券 15 枚を 1 冊
- ⑤ 対象 令和 8 年 1 月 1 日時点で住民基本台帳に記録されている者
※同居世帯員の分を一括して世帯主に発送
- ⑥ 配布の方法 ゆうパックにより送付※申請や手続きは必要ありません。
- ⑦ 配布の時期 令和 8 年 4 月上旬から順次配布
- ⑧ 商品券の期限 令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
- ⑨ 換金期間 令和 8 年 4 月中旬から令和 8 年 10 月 30 日（金）まで

(2) 商品券取扱い厳守事項

- ① 商品券は商品の販売又はサービスの提供等の取引において使用できるものとする。
- ② 商品券と現金の交換はできないものとする。
- ③ 商品券の額面以下の使用の場合は、差額を渡すことはできない。ただし、不足分は現金等で受け取ることとする。
- ④ 店舗で独自に商品券の使用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう明示しなければならない。
- ⑤ 商品券の保管にあたっては、折り曲げたり、破つたりしてはならない。
- ⑥ 共通券のみを取り扱う店舗においては、換金を受付けることができないため、地元応援券は受け取ってはならない。
- ⑦ 使用期間を過ぎた商品券を受け取ることはできない。
- ⑧ 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、町は責任を負わない。
- ⑨ 商品券の交換又は売買はできない。

(3) 商品券の使用対象にならないもの

- ① 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- ② 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独

- 自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する
製造たばこ
 - ④ 土地・家屋の購入、家賃・地代等の不動産に関する支払い
 - ⑤ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第1
22号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を
そそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラ
ブ等に要する支払い
 - ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑧ その他、本事業の目的に照らして不適切と認められる商品の購入又はサー
ビスの提供

2 取扱店舗の募集概要

(1) 参加資格

- ① 国富町内に事業所・店舗等を有する事業者
- ② 上記に該当し、国富町内の事業所・店舗等のみにおいて商品券の使用を制
限出来る者。ただし、次の事業者を除く。
 - ア 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律
第122号）第2条に規定する風俗営業を営むもの
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律
第225号）等に基づく更生手続又は再生手続を行っているもの
 - ウ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営
業を行っているもの
 - エ 国富町の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている
もの
 - オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第
2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭
和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭
和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されてい
るもの等
 - カ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営
業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する
者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者

をいう。以下同じ。) が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき

キ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(2) 取扱店舗の責務等

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- ① 取扱店舗であることが明確になるよう、ポスター等を分かりやすい場所に掲示すること
- ② 使用者が使用する商品券について、受け取って問題ないか確認すること。
この場合、明らかに偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事實を速やかに警察へ通報し、町へ報告すること。
- ③ 商品券取扱い厳守事項に反した商品券の取扱いをしないこと。
- ④ 使用した商品券を換金するとき、万が一、入金額に差異があった場合に備え、確認のため、商品券換金請求書受領書(別記様式第1号)を入金確認が終わるまで大切に保管すること。この場合、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできない。
- ⑤ 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金ができるものとする。
- ⑥ 共通券のみ取り扱う店舗において、地元応援券が使用された場合は、これを無効とする。
- ⑦ その他町がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行った場合は、換金の拒否や取扱店舗の登録を取り消す場合がある。この場合、違反により損害金が発生したときは請求する場合がある。
- ⑧ 取扱店舗は、町と連携体制を構築し、積極的に商品券の利活用を消費者に普及宣伝PRし、商品券持参の顧客に対して、誠意ある対応等に協力すること。

(3) 申込からの流れ

① 申込み方法

国富町商工会の会員で、すでに国富町共通商品券の取扱店舗は、申し込みの必要はない。新たに取扱店舗への登録を希望する場合は、この要領及び別紙誓約書の内容に同意の上、国富町物価高騰対応商品券取扱店舗登録申請書(別記様式第2号)に必要事項を記入し、申込みを行うものとする。

② 申込期間

ア 申込期間は、令和8年2月2日（月）から令和8年2月24日（火）までとするが、申込期間を経過しても申請は随時受け付ける。この場合、期間内に申込みのあった店舗名は町が作成する取扱店舗一覧に掲載するものとし、申込期間を経過したあとに申込みのあった店舗名はホームページにのみ掲載するものとする。

イ 申込 持参、郵送又は電子メールとする。

　a 持参先 国富町役場総合戦略課（役場本庁舎2階）

　b 郵送先

〒880-1192

国富町大字本庄4800番地 TEL：0985-75-3126

国富町役場総合戦略課企画政策係 宛

　c メールアドレス kikaku@town.kunitomi.miyazaki.jp

※メールにて申込する場合は、総合戦略課企画政策係に電話により事前に連絡をすること

③ 登録・承認

申込みのあった事業者については、審査を経て、取扱店舗承認通知書を送付する。ただし、承認後であっても次に掲げる事項に該当する場合には、承認を取り消すものとする。

ア 申込み内容に虚偽・不備等があった場合

イ 国富町が承認を取り消すと判断した場合

④ その他留意事項

ア 取扱店舗の名称等は、町で作成する取扱店舗一覧・町ホームページに掲載する。

イ この要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害賠償金の請求を行う場合がある。

ウ この要領に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、町がその都度対応を決定する。

エ 町の方針などにより、内容が変更される可能性がある。

3 換金について

商品の販売又はサービスの提供等の取引において商品券を受け取った取扱店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については次に掲げるとおりとする。

(1) 換金受付日時 毎週火曜日・水曜日・木曜日 9時から16時まで

(2) 換金受付場所 国富町役場（※国富町商工会では換金を行わない）

(3) 取扱店舗は、商品券裏面の取扱店舗欄に座判等で店舗名を記入し、国富町物

価高騰対応商品券換金請求書（別記様式第3号）及び次に掲げるものを付して町に提出するものとする。

- ① 使用済み商品券（必ず裏面取扱店舗欄に座席等を記入し、枚数を確認すること）
- ② 換金請求書（使用済み商品券は、接着剤やホッチキス等で綴り合せず、1枚ずつ離れた状態で輪ゴム、クリップ等でまとめる。）
- ③ 換金手数料は無料とする。
- ④ 国富町商工会が発行する通常の共通商品券の換金はできない。
- ⑤ 商品券の換金について入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限り受け付ける。期限を過ぎての異議申し立てには一切応じない。
- ⑥ 入金については、申請時登録又は換金請求書（第1回）時に登録した口座に振り込むものとする。
- ⑦ 換金請求書を受領して概ね2週間程度で指定された口座へ振り込むものとする。
- ⑧ 換金請求書の提出期限は、令和8年10月30日（金）までとし、期限を過ぎてからの受付には一切応じない。
- ⑨ 換金に関する内容を変更するときは、ホームページ等で周知するものとする。

4 その他

この要領に基づく商品券は、通常の商品券と異なり、1,000円券で発行するものとし、取扱店舗は、商品券の円滑な利用促進及び町民の利便性向上を目的として、1,000円単位で利用しやすい商品やセット商品の設定について、積極的に協力するものとする。ただし、価格設定や内容については各店舗の自動的な判断に委ねられるものであり、強制するものではなく、値引きを求めるものではない。

■イメージ

「ランチセット」 1,000円
「だれやみセット」 1,000円
「焼肉用盛り合わせ」 3,000円
「旬野菜詰め合わせ」 1,000円
「お土産セット」 2,000円